



Title	在奉天総領事から見た土地商租権問題：榊原農場事件を中心に [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	孫, 雨涵
Citation	北海道大学. 博士(文学) 甲第14566号
Issue Date	2021-03-25
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/81427">http://hdl.handle.net/2115/81427</a>
Rights(URL)	<a href="https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/">https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/</a>
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Yuhan_Sun_review.pdf (審査の要旨)



[Instructions for use](#)

# 学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名：孫 雨涵

	主査	教授	白木沢 旭児
審査委員	副査	准教授	川口 暁弘
	副査	准教授	青島 陽子

## 学位論文題名

在奉天総領事から見た土地商租権問題－榊原農場事件を中心に－

### ・当該研究領域における本論文の研究成果

本論文の成果の第一は、土地商租権の解釈をめぐる、中国側は賃貸借権、日本側は所有権を主張したという通説に対して、歴代奉天総領事が現実的かつ柔軟な解釈をしていたことを明らかにしたことである。矢田七太郎奉天総領事代理は、土地商租権は所有権ではなく、質入れ、売買も含まないという見解に同意していた。船津辰一郎奉天総領事は、土地商租権に関する施行細則協定締結を試みたが、東北世論の反発を見て、協議を中止した。矢田、船津が腐心したのは、「名を捨てて実をとる」ということで、承租人（商租権を有し土地を使用する者）が長期に安定して土地を利用することに重きを置いていたのである。

第二に、歴代奉天総領事の榊原農場事件に対する見解、態度が異なることを明らかにしたことである。榊原政雄が土地を取得した時に奉天総領事だった落合謙太郎は、榊原の土地契約を不法なものであるとみなし、榊原と対立しつつ中国への土地返還を求めた。日本人が土地商租権を獲得した後も、矢田総領事代理は榊原農場の中国への返還交渉を進め、船津総領事は、榊原に対する領事館権限を行使した処分を本省に進言した。榊原の行動・態度に同調したのは林久治郎奉天総領事のみで、林は張学良との間で停滞した土地商租権施行細則交渉を再開するために、あえて土地紛争を引き起こすという意図を有していた。

第三に、奉天総領事、関東都督府、満鉄の三者が、土地商租権問題や榊原農場事件について異なる見解や態度であったことを明らかにしたことである。日中合意のもとでの土地商租権維持をめざして、榊原の土地取得、再取得をやめさせようとする外務省・奉天総領事に対して、関東都督府は、榊原農場を日本が獲得した満蒙権益の一環とみなし、擁護しようとした。満鉄は消極的ながら榊原農場への融資を続けた。

第四に、外務省本省と出先領事との関係を明らかにしたことである。榊原農場事件では、現地事情に詳しい奉天総領事が事態への対応を提起し本省が同意する、ということがしばしば見られた。また、日本近代史ではこの時期は幣原外交、田中外交の名でよばれ、前者が協調外交、後者が積極外交（強硬外交）だとされている。しかし、奉天総領事に視点を置くと、外務大臣の交代によって外交方針が変わるわけではなく、む

しろ落合・矢田・船津の時期と林の時期との相違が顕著であったことが明らかになった。

・学位授与に関する委員会の所見

口頭試問では、そもそも土地商租権とは何か、ということが問われ、東北における伝統的な慣習ではなく南満東蒙条約によって明文化されたものであること、それまでは土地買収も非合法的な形も含めて行われていたこと、東北政権、地方当局による商租権否定がなされ、結局土地商租権の解釈の一致を見なかったこと、が説明された。また、歴代奉天総領事のなかで4人を選んだ理由および奉天総領事を勤めた吉田茂を、安東領事期について取り上げたことの意図を問われ、榊原農場事件の展開に沿って当該期の総領事を選んだこと、吉田茂奉天総領事在任中には、榊原農場事件の進展があまりなかったことが説明された。また、審査委員から本論文が、土地商租権問題をめぐる日中両国、とりわけ中国世論に注目する、としているが、引用されている新聞、雑誌の位置づけや説明が不足していることが指摘された。

本論文で達成したことと達成できなかったことについて、申請者はきわめて正確に理解しており、指摘された諸点は今後の課題として考えていることがわかった。

以上の審査内容を踏まえて、本審査委員会は、全員一致して申請者・孫雨涵氏に博士（文学）の学位を授与することが妥当であるとの結論に達した。